

愛媛県	質問内容	回答
1	宿泊日数の上限はありますか？	愛媛県の補助上限は、1人当たり延べ5泊までです。（周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除く。）連続5泊ではなく、期間中延べ5泊です。
2	子どもも対象となりますか？	大人も子どもも対象となります。
3	途中で13府県以外の府県に宿泊しても大丈夫ですか？	支援金の対象外です。連続で、13府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県）に愛媛県を含む2府県以上、合計2泊以上する必要があります。 例) 1泊目兵庫県→2泊目対象外の県→3泊目山口県は、対象外となります。
4	宿泊地それぞれの府県へ申請が必要ですか？	各府県から補助を受けるためには、宿泊地の府県の事務局へ申請が必要です。まとめて申請することはできませんので、各府県の手続きに従い、それぞれの府県事務局へ申請をお願いいたします。なお、予算額も各府県によって異なります。申請時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については各府県事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。一方の府県で予算の上限を超えていた場合で、愛媛県の予算が残っていた場合は、愛媛県からのみ補助金を受けることができます。
5	周遊旅行促進事業の場合、愛媛県だけへ申請することは可能ですか？	愛媛県だけに申請することも可能ですが、周遊旅行促進事業は愛媛県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊が対象となるため、他府県を含めたそれぞれの宿泊施設で「様式5 宿泊証明書」の押印が必要となります。
6	日帰りプランは利用できますか？	宿泊を伴わない場合は対象となりません。
7	基本の宿泊代金以外の飲食やお土産代等も宿泊料金の対象としていいですか？	原則、宿泊代金が対象です。
8	連泊で2月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか？	平成31年1月31日宿泊分までが対象となります。平成31年2月1日宿泊分は対象となりません。
9	旅行事業者からの宿泊手配分は対象ですか？	予約方法に指定はありません。ただし、補助金の請求は旅行者本人で行っていただく必要があります。また、平成30年8月28日（火）以降の予約であることが条件です。
10	「周遊旅行促進事業の旅行者自身が申請する方法」の対象商品について教えてください？	旅行会社が取り扱う旅行商品（店頭・新聞・WEB）や旅行サイトで販売する宿泊プラン、宿泊施設が自社サイトで販売する宿泊プラン等のうち、予め割引されていない商品であれば対象商品となります。
11	周遊旅行促進事業の「宿泊施設から申請する方法」と「旅行者個人が申請する方法」を併用して申請することはできますか？	二重に申請することはできません。
12	他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？	できません。
13	ホテルや旅行会社ポイントとの併用は可能ですか？	併用可能です。ポイント利用後の金額の宿泊料金が支援の対象となります。ポイント利用後の税抜き金額が6,000円以下となる場合は、その金額が支援額の上限となります。
14	入湯税は宿泊料金に含めてもいいですか？	入湯税や消費税を含めない料金が支援金の対象額となります。
15	外国人も支援対象となりますか？	国内の金融機関に口座を持つ個人・法人であれば、どなたも対象です。
16	旅行券による支払いは、支援金の対象になりますか？	釣り銭が受け取れるなど現金と同じように使用できる旅行券での支払いは、補助金の対象となります。
17	子供（小人・幼児）の宿泊単価が6,000円を下回る場合、支援金はいくらになりますか？	税抜き金額が6,000円以下となる場合は、その金額が支援額の上限となります。 例) 大人7,500円で2名、子どもが3,000円で1名の3名が宿泊した場合 支援金は、6,000円×2名+3,000円=15,000円 になります。 宿泊証明書等において宿泊単価がわかるように記載をお願いします。

愛媛県	質 問 内 容	回 答
18	同一府県での合計2泊以上の連続した宿泊は、同じ宿泊施設の利用でも大丈夫ですか？	同じ宿泊施設の利用でも大丈夫です。ただし、同じ宿泊施設の利用の場合は2泊分までが補助の上限となります。